

建設産業常任委員会会議録

1 開 議 平成27年3月17日(火) 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第30号 大田原市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第34号 下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約
の変更について

建設産業常任委員会 出席者名簿

委員長	君	島	孝	明	出席
副委員長	植	竹	福	二	出席
委員	印	南	久	雄	出席
	高	崎	和	夫	出席
	印	南	好	男	出席
	小	林	正	勝	出席
当局	西	海	武	雄	出席
	佐	藤	芳	昭	出席
	相	澤	三	郎	出席
	小野崎			隆	出席
事務局	菊	池	康	弘	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（君島孝明君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより建設産業
常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

当局の出席者は、西海産業振興部長、相澤水道部長、佐藤商工観光課長、小野崎下水道課長です。

◎議案第30号 大田原市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） それでは、日程に従い、議事に入ります。

議案第30号 大田原市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（西海武雄君） それでは、議案第30号 大田原市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する
条例の制定について、よろしくご審議をお願いをいたします。

なお、詳細につきましては、佐藤商工観光課長のほうからご説明を申し上げますので、よろしくお願
いをいたします。

○委員長（君島孝明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤芳昭君） それでは、まず条例改正の趣旨からご説明を差し上げたいと思います。

勤労青少年ホームは、現在施設の利用者の対象年齢、いわゆる青少年としての年齢を25歳未満と定めて
おりますが、利用者の実態、県外の同様な施設の状況及び勤労青少年福祉法の運用指針、これらを総合的
に勘案いたしまして、施設利用の対象年齢を40歳未満とするものでございます。

また、本施設は勤労青少年以外の利用を想定していない施設でございますけれども、近年設置目的外の
利用、あるいは40歳以上の方からの貸し館利用としての要望が多いことから、公共施設の有効利用を図る
ために、有料で、他の公共施設と同様な形で有料で貸し館業務を行うことができる旨、所定の改正を行う
ものであります。

また、使用料につきましては、公民館等の施設を参考に、平成27年度からインターネットによる施設予
約システムが発足するわけでございますが、これに対応できるよう、1時間当たりの料金として表示する
ものでございます。また、その他一部文言の修正整理等を行うものでございます。

それでは、資料の5ページをごらんいただきたいと思います。大田原市勤労青少年ホーム条例新旧対照
表でございます。まず第1条でございますが、旧条例のほうには第1条に「中小企業に働く」という文言
がございますが、新条例のほうでは限定をせずに、あくまで勤労青少年ということで、幅を広く捉えるも
のでございます。

次に、第3条でございますけれども、こちらにおきまして年齢要件を40歳未満の勤労青少年が利用でき

る、また管理運営上支障がないときはそれ以外の者にも使用ができるということを決めるものでございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。新条例の7条でございますけれども、勤労青少年につきましては、これまでどおり使用は無料、それ以外の方については別表に定める使用料を納付すると定めるものでございます。そのほか、3項で還付の条件、それから第8条におきまして減免の条件を定め、規則に委任するものでございます。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと思います。こちらが別表第7条関係の使用料金でございますけれども、ごらんのとおり400円から200円まで施設ごとに料金を定め、1時間ごとの料金を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第30号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号 大田原市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

執行部の交代をお願いします。

（産業振興部長、商工観光課長退席）

◎議案第34号 下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第2、議案第34号 下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更についてを議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（相澤三郎君） 水道部でございます。当委員会へ付託されました議案第34号 下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更につきまして、下水道課長より詳細のご説明いたしますので、よろしくご審議いただきたいと思っております。

○委員長（君島孝明君） 下水道課長。

○下水道課長（小野崎 隆君） それでは、私のほうからは本規約の変更につきまして、規約の変更の趣旨

についてからご説明させていただきます。

現在大田原市は、宇都宮市を初めとする8市7町の関連市町と栃木県との共同により、下水道事業及び流域下水道事業から生ずる汚泥の処理の用に供するため、下水道資源化工場施設を設置し、その建設及び維持管理に関する事務について規約を定め、栃木県に委託をしております。今回当該事務へ佐野市が旧田沼町と旧葛生町との市町村合併によりまして、渡良瀬川上流流域下水道秋山川処理区が佐野市の単独処理区となったことから、新たに参入することとなります。

これによりまして、本規約の一部を変更することが必要となることから、地方自治法第252条の14第2項の規定によりまして、栃木県との協議が成立した日から規約の一部を変更することにより、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

変更規約につきましては、タブレットの11ページの新旧対照表をごらんいただきまして、第1条は委託事務の範囲についての規定でありまして、栃木県と共同で下水道資源化工場施設を設置する関連市町村に、足利市の次に佐野市を新たに追加するものであります。

タブレット9ページに戻っていただきまして、附則としまして、この規約は、栃木県と関連市町村との協議が成立した日から施行すると定めるものであります。

以上で議案第34号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第34号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号 下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更については原案を可とすることに決しました。

以上で当局提出の付議事件の審査は終了いたしました。当局の皆様ご苦労さまでした。

（水道部長、下水道課長退席）

◎閉 会

○委員長（君島孝明君） 以上で当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。これにて建設産業常任委員会を散会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時10分 閉会